

入間市指定居宅介護支援事業者の資格並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の改正要旨

1 経緯

平成30年度介護報酬改定において、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）が改正され、平成30年4月1日より、居宅介護支援事業所の管理者の要件が介護支援専門員から主任介護支援専門員に変更されました。その際、平成33年（令和3年）3月31日までは、その適用を猶予する経過措置が設けられています。

2 改正の概要

社会保障審議会介護給付費分科会の令和元年12月17日の審議報告を受けて、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第113号）が、令和2年6月5日に公布されました。

改正内容は、令和3年3月31日時点で、介護支援専門員が管理者の事業所においては、当該者が管理者である限り、介護支援専門員を管理者とする経過措置の適用を令和9年3月31日まで延長するものです。

また、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合には、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能としています。

上記の改正を受け、当該条例について所要の改正を行なうものです。

3 関係法令

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第113号）